

3月31日(月)
まで

ゆあさクーポン(第5弾)使用期限が近付いています

問 ふるさと振興課 商工観光係 TEL64-1112



クーポンの使用期限は
3月31日(月)までです。
ご注意ください。

- 郵便局での保管期間中に受け取りできなかったクーポンは、湯浅ふるさと館内ふるさと振興課で保管しています。
 - 受け取りに来られる際は事前にご連絡ください。
- ※受け取りの際は、受領証の記入が必要です。(同一世帯以外の方が受け取る場合は委任状も必要です。)
- ※受け取りに来られる方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、障害者手帳など)をご持参ください。

最新の取扱店は湯浅町ホームページで
確認できます。



《取扱店の方へ》

クーポンの換金手続き期限は、**4月15日(火)まで**です。
期限以降の請求書の受付はできませんので、必ず期限までに換金
手続きをお願いします。

住民票・印鑑登録証明書

コンビニ交付サービスをご利用ください

住民生活課 住民係 ③④番窓口 TEL64-1102

コンビニ交付とは

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できるサービスです。

利用できる時間

6時30分から23時まで(各店舗の営業時間内に限ります)。
※年末年始(12月29日から翌年1月3日)、メンテナンス日は利用できません。

利用できる方

- ・湯浅町に住民登録をしていて、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方
- ※利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。
利用者証明用電子証明書の有効期限が切れた方や暗証番号を忘れた方は、役場(③④番窓口)へ再発行や暗証番号の再設定にお越しください。



取得できる証明書(手数料は各1通300円です。)

- ・住民票の写し(本人または同一世帯員のもの及び同一世帯全員の記載されたもの)
- ・印鑑登録証明書

詳しい利用方法
はこちら→



利用できる店舗
はこちら→

